

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
11	埼玉県					2.9E+3	1.7E+3	4,585.8	4,585.8
12	千葉県					7.3E+0		7.3	7.3
13	東京都								
14	神奈川県					4.0E+1	8.1E+1	121.1	121.1
15	新潟県					2.9E+1	1.0E+1	39.0	39.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県					6.6E+2		660.0	660.0
22	静岡県						1.2E+3	1,200.0	1,200.0
23	愛知県								
24	三重県		1.4E+1		14.0	3.8E+0	3.9E+1	42.9	56.9
25	滋賀県					1.0E+2	7.6E+2	864.2	864.2
26	京都府								
27	大阪府		2.1E+1		21.0	3.0E+1	3.3E+0	33.2	54.2
28	兵庫県					1.4E+0	1.2E+1	13.4	13.4
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県		3.0E-1		0.3		8.0E+0	8.0	8.3
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国			3.5E+1		35.3	3.8E+3	4.8E+3	8,574.9	8,610.2

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。